

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第2号

(所 管) 教職員人事部 教職員人事課

件 名	堺市立学校管理職人事について
提 案 理 由	<p>堺市立浜寺昭和小学校教頭の病気休職期間の延長に伴う教頭の長期不在に対応するため、教育委員会事務局主任指導主事に同校教頭兼務発令期間を改めるものである</p> <p>なお、本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和6年2月22日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>・発令の内容</p> <p>教育委員会事務局学校教育部教育課程課主任指導主事 八窪 陽 に対し、令和6年1月1日から令和6年2月29日までの間、堺市立浜寺昭和小学校教頭の兼務発令を行っていたが、その兼務発令期間を令和6年3月31日までに改めるもの</p> <p>※同校教頭 大谷 真介 の令和6年2月29日までであった病気休職期間が令和6年3月17日まで延長されたことに伴い、教頭の長期不在に対応し、令和5年度末までの円滑な学校運営推進に資するもの</p> <p>・発令日</p> <p>令和6年2月29日付け</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、発令済みである。）</p>

報告第 2 号

堺市立学校園管理職人事について

堺市立学校園管理職人事について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、令和 6 年 2 月 22 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

記

堺市立浜寺昭和小学校教頭兼務 八窪 陽 (堺市教育委員会事務局主任指導主事)
発令期間 令和6年1月1日から令和6年3月31日まで
(兼務発令期間を3月31日までに改める)

令和 6 年 2 月 29 日付け

令和 6 年 3 月 25 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦